

有限会社竹洞ソーシャルワーカー事務所

重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	有限会社竹洞ソーシャルワーカー事務所
主たる事務所の所在地	横浜市港北区日吉本町 1-16-11-105
代表者(職名・氏名)	取締役 竹洞孝義
設立年月日	平成 15 年 4 月 9 日
電話番号/FAX 番号	045-620-7338/045-548-8794

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	有限会社竹洞ソーシャルワーカー事務所	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	横浜市港北区日吉本町 1-16-11-105	
電話番号	045-620-7338	
指定年月日・事業所番号	令和 7 年 4 月 1 日指定	事業者番号 1470904408
管理者の氏名	竹洞孝義	
通常の事業の実施地域	横浜市港北区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護及び要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- 利用者のお宅を訪問し、利用者の心身の状態を適切な方法により把握の上、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画書(以下「計画書」)に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者とその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、計画書の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、計画書を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけではなく、複数の指定居宅サービ

スを紹介するよう求めることができます。

- 当事業者に対して、計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- 利用者の要介護(要支援)認定の申請についてお手伝いします。
- 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後5時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者・主任介護支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士	常勤 1人
主任介護支援専門員・社会福祉士	非常勤 1人

7. 利用料

指定居宅介護支援・介護予防支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援の利用料 無 料(交通費無し)

【基本利用料】居宅介護支援(Ⅰ) 地域単価 11.12 円(横浜市 2級地)

居宅介護支援(i)45件未満 要介護1・2	12,076円/月につき(1,086単位)
居宅介護支援(i)45件未満 要介護3・4・5	15,690円/月につき(1,411単位)
居宅介護支援(ii)45以上60件未満 要介護1・2	6,049円/月につき(527単位)
居宅介護支援(ii)45以上60件未満 要介護3・4・5	7,382円/月につき(683単位)
居宅介護支援(iii)60件以上 要介護1・2	3,625円/月につき(316単位)
居宅介護支援(iii)60件以上 要介護3・4・5	4,692円/月につき(410単位)

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1 月につき)	300 単位 3,336 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が入院してから 3 日以内に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合(1 月につき 1 回を限度)	250 単位 2,780 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が入院してから 4 日以上 7 日以内に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合(1 月につき 1 回を限度)	200 単位 2,224 円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに、医師等に対して必要な情報を提供するとともに、医師等から必要な情報を受けて記録した場合(1 月につき 1 回を限度)	50 単位 556 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院又は入所期間中につき 1 回を限度) 病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合	450 単位 5,004 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院又は入所期間中につき 1 回を限度) 病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合	600 単位 6,672 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院又は入所期間中につき 1 回を限度) 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合	600 単位 6,672 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院又は入所期間中につき 1 回を限度) 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	750 単位 8,340 円
退院・退所加算(Ⅲ)	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院又は入所期間中につき 1 回を限度) 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	900 単位 10,008 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	200 単位 2,224 円

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%(2 月以上継続の場合100%)

(1)支払い方法

上記の利用料は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、法定代理受領サービスである時は、利用料の自己負担はありません。

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 045-620-7338 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	役 所	電話番号
	横浜市はまふくコール	045-263-8084
	港北区 高齢・障害支援課	045-540-2218
	神奈川県国民健康保険団体連合 会介護保険課介護苦情相談係	045-329-3447

10. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

11. 個人情報の保護

①事業者は、利用者又は家族の個人情報について法令を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者が得た個人情報については、介護サービス利用目的以外では、使用しないものとします。

12. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその発生を防止するための措置を講じます。

13.業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に居宅介護支援及び介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開の計画を策定し、必要な措置を講ずることとします。

14.衛生管理等

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないような措置を講じます。

15.当事業所の訪問介護等の利用状況

当事業所が作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

16.サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などは、固くお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 横浜市港北区日吉本町 1-16-11-105
事業者(法人)名 有限会社竹洞ソーシャルワーカー事務所
代表者職・氏名 取締役 竹洞孝義
説明者職・氏名 竹洞孝義

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者(家族又は法定代理人)

住 所

氏 名

続 柄

連絡先

重要事項説明書別紙

ケアプランの訪問介護等の利用状況

重要事項説明書「13. 当事業所の訪問介護等の利用状況」についての説明資料は、次のとおりです。

＊この用紙で説明する前6月の期間(令和 5 年 9 月 ～ 令和 6 年 2 月)

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

- 訪問介護……………54.7%
- 通所介護……………52.8%
- 福祉用具貸与……………52.9%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者(所)によって提供されたものの割合

サービス種別	1位		2位		3位	
	事業所名	割合	事業所名	割合	事業所名	割合
訪問介護	ヘルパーあしすと	54.7%	アダージョ	18%	さくらの里	8%
通所介護	デイあしすと	52.8%	野辺地デイ	41%	保健福祉センター	16%
福祉用具貸与	ケアライフ青森	52.9%	マデニィ	17.4%	ニチイむつ中央	16.7%

上記の説明を受け、内容に同意します。

同意日： 年 月 日

署名： _____